

# ウクライナ避難民への就労分野での支援について

## 政府全体のウクライナ避難民への支援状況

- 出入国在留管理庁を中心に、相談窓口やハローワークによる就労支援のほか利用可能な支援メニューを情報提供。また、身寄りのない避難民向けに一時滞在施設を提供し、生活費・医療費の支給等を実施。なお、身寄りのある避難民には、日本財団において生活費等の支援を実施。

## 就労分野でのこれまでの主な対応

- 3月18日：全国の労働局、ハローワークにウクライナ避難民に係る特定活動の付与について周知
- 4月15日：ウクライナ避難民への支援申出企業の労働局、ハローワークへの提供
- 4月19日：ウクライナ避難民に対し、ハローワークの相談窓口を日・英・ウで周知
- 4月21日：緊急全国安定部長会議を開催・各都道府県労働局に指示  
全国の自治体向け説明会において、ハローワークでの対応について周知

## ウクライナ避難民の状況

- ウクライナ避難民 1274名
- うち特定活動 978名

※6月12日時点・出入国在留管理庁による集計。  
特定活動には、子どもなど就労不可の者を含む。

## 外国人雇用サービスセンターにおける窓口の設置

- 東京(5/19～)、大阪(5/20～)の外国人雇用サービスセンターにおいて、ウクライナ語通訳を配置した、**避難民支援窓口**を設置。

(東京外国人雇用サービスセンター  
ウクライナ避難民就労支援窓口)



5月27日労働政策審議会  
職業安定分科会事務局提出資料  
「ウクライナ避難民の状況」の  
数値更新。

別添1

## 今後の対応 (下線部は上記全国安定部長会議で指示)

- あらゆる機会を捉えたハローワークの周知広報：自治体等との情報連携及び協力体制の構築
- 企業側への働きかけ：
  - ・地元の外国人雇用に慣れた企業や支援申出企業との求人化に向けた調整
  - ・本件を契機に初めて外国人を雇い入れる企業へのアドバイザーの派遣
- 避難民に対するマッチング支援：
  - ・地方入管、自治体、一時滞在施設等での出張相談
  - ・メールによる双方向支援の実施 (就労希望の把握及び希望者へのプッシュ型の情報送付を含む。)
- 避難民を雇用する企業への支援：避難民を特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の対象に追加
- 避難民が職業訓練を受講しやすくするための見直し：訓練委託費が高い定住外国人向けの公共職業訓練の対象に避難民を追加、職業訓練受講給付金の支給手続の柔軟化